

食品表示Gメン等の消費者庁への併任発令について

平成 26 年 1 月 24 日

1. 趣旨

農林水産省の食品表示Gメン、米穀流通監視官等に対し、一定期間、消費者庁の職員として一時的に併任発令することにより、景品表示法に基づくレストラン、百貨店等への監視業務を実施する。

2. 業務内容・方法

(1) 併任者の業務内容

レストラン、百貨店等での巡回調査*において、景品表示法に違反する可能性のある表示に接した場合には、メニュー等と伝票等入荷状況の整合性等、景品表示法の違反摘発に必要な事実関係の調査を行う。調査の結果、疑義が確認された場合には、消費者庁に報告する。

※ JAS法、米トレーサビリティー法の巡回立入検査に併せて実施

(2) 確認された疑義情報の扱い

確認された疑義情報（端緒情報）は、地方農政局及び農林水産本省を經由し、消費者庁に連絡する。疑義情報を受けた消費者庁は、違反の蓋然性が高い疑義情報に対して、所要の調査を実施する。

3. 実施人数・期間

(1) 併任者の人数

巡回調査を実施する併任者は、200 名程度*¹とし、全国各地の農林水産省の地域センター*²に配置する。

※1 上記に加え、監視業務の指揮監督等に必要な職員も併任発令

※2 地方農政局では業務課に配置

(2) 発令期間

2 月中に併任発令し、その後、併任者に対する景品表示法の研修等を実施した上で、本格的に景品表示法の監視業務を実施する。発令期間は研修期間を含め半年程度とする。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁表示対策課（総括） 飯塚、後藤

電話：03-3507-8800（代表）

（内線2461、2462）